

入構許可の申請資格，許可証等の交付申請手続き及び許可期間（別表１）

2025年2月14日改正

入構区分の種類	許可証等	申請者の別	申請資格	申請手続き	入構整理料	申請先 〔許可証等〕 の交付者	許可期限	留意事項		
二 定期外来入構	定期外来入構許可証	・共同研究者等	1 やむを得ない事由で公共交通機関での来学が困難である共同研究者等であって次の各号のいずれかに該当する者	東海国立大学機構名古屋大学東山地区入構申請管理システム（定期外来）		環境安全課環境管理係交通担当 ※交付許可は，申請後大学営業日 7 日後	許可の年度の末日までを限度として指定	・共同研究者等とは，本学との研究に関わる研究者及び招へい教員をいう。 ・共同研究者は，申請者名の記載がある本学との契約に関わる公的書類（共同研究依頼書等）を提出すること。 ・証明書類は，発行後1カ月以内に，利用期間中の証明がある書類を提出すること。 ・次年度の申請手続きについては別途通知する。		
			一 身体障害者，疾病等により自動車によらなければ来学することが困難な者		1, 500円/月			・医師の発行による診断書（母性健康管理指導事項連絡カード含む）で，治療期間，公共交通機関が利用できず自動車による来校が必要であることの記載がある書類を提出すること。 ・利用期間は，診断書記載の治療期間のみとする。		
			二 教育研究その他業務上の理由により，随時自動車を利用することが必要であり，かつ自宅又は所属する企業が，別に定める区域外（交通機関等による通勤の所要時間が50分以上）に居住する者で部局長等が認めた者		5, 000円/月			・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由を明記し，部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。 ・申請書記載の住所を証明する書類を提出すること。		
			三 上記以外の理由で東山地区への研究その他業務上の理由で来学を希望する者					・随時自動車を利用しなければならない理由を詳細に明記すること。		
		・課外活動の監督・コーチ	2 東山地区構内で課外活動の監督・コーチとして部局長が認めた者					・教育推進部の承認書類，自動車検査証の写しを添付すること。		
		・事業者 ・業者	3 東山地区構内で営業を行うことを認められている事業者，構内に入出入りする業者等で，物品搬入等業務上の理由により随時自動車を利用することが必要であると東山地区用務先役職員が認めた者					・東山地区本学用務先役職員担当者が承認の上，申請すること。 ・自動車検査証の写しを添付すること。 ・自動車検査証の写しは会社名であること。会社名でない場合は，本学契約先である社名で業務に利用することの証明書類を提出すること。 ・申請者名と自動車検査証の社名が違う場合は，その理由書を提出すること。		
		・工事関係	4 工事施工等業務上の理由により随時自動車を利用することが必要であると施設統括部環境安全課が認めた者							
三 二輪車入構	二輪車入構許可証	・役職員 ・学生	1 東山地区の役職員又は学生で次の各号のいずれかに該当する者。□ なお，役職員は二輪車による本学への通勤届を提出している者。	別に定める名古屋大学東山地区二輪入構手続きをすること。		環境安全課環境管理係交通担当 ※交付許可は，申請後大学営業日 7 日後	許可の年度の末日までを限度として指定	・証明書類は，発行後1カ月以内に，利用期間中の証明がある書類を提出すること。 ・自動車及び二輪を同時に申請することはできない。 ・学生は，学生証の写し，担当教授承認書類，名義が本人、親族名又は所属機関名である自動車検査証の写しを提出すること。 ・東山地区非常勤講師は，利用期間中にかかる本学発行の労働契約書類（契約書・通知書等）を提出すること。 ・次年度の申請手続きについては別途通知する。		
			一 役職員及び学生で総長が別に定める区域外(交通機関等による通勤又は通学等の所要時間が35分以上)に居住する者					・本学指定の二輪区域図に自宅位置等を正確にポイントして添付すること。 ・学生は，担当教授等を通じ申請をすること。		
			二 役職員又は学生で教育研究その他業務上の理由など特別な理由により，随時二輪車を利用することが必要であると部局長等が認めた者					・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由を明記し，部局長等が認めたことがわかる書類を提出すること。 ・学生は，担当教授・担当部署を通じ，部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。		
		・共同研究者等	2 東山地区に來校する共同研究者のうち，次の各号のいずれかに該当する者					・共同研究者等とは，本学との研究に関わる研究者及び招へい教員をいう。 ・共同研究者は，申請者名の記載がある本学との契約に関わる公的書類（共同研究依頼書等）の写しを提出すること。 ・証明書類は，発行後1カ月以内のものを提出すること。 ・次年度の手続きについては別途通知する。		
			一 教育研究その他業務上の理由により，随時二輪を利用することが必要であり，かつ自宅又は所属する企業が，別に定める区域外（交通機関等による通勤の所要時間が35分以上）に居住する者で部局長等が認めた者					・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由及び随時二輪を利用しなければならない理由を明記し，部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。		
			二 教育研究その他業務上の理由など特別な理由により，随時二輪車を利用することが必要であると部局長等が認めた者					・本学指定の二輪区域図に自宅位置等を正確にポイントして添付すること。 ・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由を明記し，部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。		
			3 東山地区構内で営業する事業者又は出入り業者，工事関係者等で随時二輪車を利用することが必要であると東山地区用務先役職員が認めた者					・東山地区役職員が認めた者でないと申請できない。申請書類の提出の際は，東		

入構許可の申請資格，許可証等の交付申請手続き及び許可期間（別表１）

2025年2月14日改正

入構区分の種類	許可証等	申請者の別	申請資格	申請手続き	入構整理料	申請先 〔許可証等 の交付者〕	許可期限	留意事項
八 自転車入構	自転車登録証	・役職員 ・学生	東山地区役職員及び学生であり，通勤通学，本学業務で自転車を利用する必要があるもの。	名古屋大学名古屋大学東山地区入構申請管理システム（自転車）	環境安全課環境管理係交通担当	許可の年度の末日までを限度として指定	許可の年度の末日までを限度として指定	・学生は，登録証を受け取る際に学生証の提示及び登録番号の記載のあるメールを提示すること。 ・次年度の申請手続きについては別途通知する。
		・共同研究者等	本学との共同研究の契約等により本学に関係する用務を行う必要がある者。					・本学との共同研究の契約等を証明する書類を提示すること。
		・事業者等 ・業者	構内で営業を行うことを認められている事業者およびその事業者に勤務する者，若しくは構内に出入りする業者およびその業者に勤務する者					・名古屋大学東山地区に勤務地があり，申請期間中の契約又は雇用関係が証明できる書類を提出すること。
	自転車登録証（公用）	・役職員	本学研究及び業務上の理由により，通勤通学を除き，自転車を利用する必要がある車両で，本学所有の車両。	別に定める名古屋大学東山地区構内自転車登録（公用）手続きをすること		許可の年度の末日までを限度として指定	許可の年度の末日までを限度として指定	・部局所有の場合，氏名欄に部局名と所属部局の上長(課長以上)の氏名を併記すること。 ・個人所有の自転車を業務による申請する場合，所属部局の上長(課長以上)より業務に個人所有の自転車が認められていること等を申請理由欄に追記すること。
十一 一般の入構		・外来者	本学に用務等のため一時的に入構を希望する者。		700円/時間 45分未満無料			最大9,100円/日24時間以降700円/時間

※ 申請者の住所等で虚偽の申請が確認された場合は、入構許可を取り消す場合がございます。

※ 定期入構、定期外来入構の車両変更・代車申請をする場合は、大学営業日３日前に東海国立大学機構名古屋大学入構申請管理システムより，車検または修理で登録車両の変更を希望する場合は「代車」，申請期間が３０日を超える場合は「車両変更」より登録をすること。